

# 第11次鳥取県交通安全計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年8月20日  
くらしの安心推進課

本県における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱となる「第11次鳥取県交通安全計画」（以下「計画」という。）の策定にあたり実施したパブリックコメントの結果を報告する。

## 1 意見募集の方法

### (1) 募集期間

令和3年7月8日（木）から令和3年7月30日（金）まで

### (2) 募集方法

郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民参画協働課、各総合事務所等設置の意見箱

## 2 応募結果

### (1) 意見総数

3件（1名）

### (2) 年代

60歳代（1名）

## 3 意見と対応

主な意見	対応
横断歩道、踏切等での一時停止不履行、押しボタン式信号機の無視などの法令違反が散見される。歩行者優先の意識と交通法規の遵守を啓発すべき。	<計画（案）に盛り込み済> 危険予測回避の能力の向上、交通安全意識・マナーの向上を目標とし、交通ルールの遵守が徹底されるよう、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら指導・啓発の徹底を図る。
道路横断時における歩行者の保護を啓発すべき。	<計画（案）に盛り込み済> 運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるよう、「人優先」の交通安全思想の普及啓発を図る。
法令違反の取締強化を行うべき。	<計画（案）に盛り込み済> 交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反に重点を置いた指導・取締りを推進する。

## 4 計画（案）の概要

(1) 根拠法令 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項

(2) 基本理念 「交通事故のない鳥取県」を目指す

(3) 計画期間 令和3年度から令和7年度まで（5年間）

(4) 計画の体系 「道路交通の安全」、「鉄道交通の安全」、「踏切道における交通の安全」（3部構成）

### (5) 充実する主な交通安全施策

#### ア 自転車の安全利用の推進

○自転車利用者のルール・マナーの向上【継続】

○ヘルメット着用促進・自転車損害賠償保険等加入促進による利用者の安全対策【拡充】

○自転車通行空間の確保【継続】

#### イ 高齢者等の移動手段の確保・充実

○地域住民の移動手段の確保に向け、地域公共交通計画の策定【拡充】

○地域の輸送資源による持続可能な移動手段（共助交通）の確保・充実【拡充】

○公共交通機関の確保、革新的統合移動サービス「Ma a S（マース）」※の導入検討【新規】

※Ma a S：電車、バス、タクシーからライドシェアといったあらゆる交通手段を、ITを用いてシームレスに（途切れなく）結び付け、人々が効率よく便利に使えるようにするシステム

#### ウ 子ども等の通学路の歩道整備等の促進

- 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路について保育所、学校、教育委員会、警察等の連携による緊急安全点検【拡充】
- ウェブサイトやSNS等による交通安全教育や広報啓発活動の効果的推進【新規】

#### エ ICT・新技術を活用した安全対策の促進

- 衝突被害軽減ブレーキ等のASV<sup>\*</sup>装置や運行管理に資する機器等の普及促進【拡充】
  - ※ASV：先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車
- ICT（VICS<sup>\*</sup>等）により取得した情報と車両・車載機器等を連携させた交通情報提供システムの普及【拡充】
  - ※VICS：渋滞や交通規制などの道路交通情報をリアルタイムに送信し、カーナビゲーションなどの車載機に文字・図形で表示する情報通信システム
- 自動運転等の先進技術・自動車安全性（アセスメント）情報の発信【新規】

#### オ 悪質・危険な運転等の根絶

- 妨害運転、飲酒運転等交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反の取締りを強化【拡充】
- 行政処分を適切に行い、危険な運転者を道路交通の場から早期に排除【拡充】

### 5 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年9月上旬 鳥取県交通安全対策会議による審議
- 令和3年9月下旬 計画の策定及び公表